

○自動車の保管場所の確保等に関する法律
の規定に基づく、保管場所を確保してい
ない自動車の保有者に対する措置等に関
する取扱規程 (平成3.9.18
鹿児島県公安委員会規程4)

改正 前略…令和3.2公規程1

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する手続きに關し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「運送事業用自動車」とは、法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。
- (2) 「自家用自動車」とは、運送事業用自動車以外の自動車をいう。
- (3) 「適用地域」とは、法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

第2章 適用地域に在る自家用自動車の保有者に対する措置

(通知事案の報告)

第3条 警察署長は、法第8条の規定による通知の要件に該当する自動車について警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」と言う。）から認知の報告を受けたときは、第1号様式の通知事案報告書、第2号様式の自動車保管場所確保状況照会書、第3号様式の自動車保管場所確保状況回答書による所定の手続きを経た後、第4号様式の通知書を作成し、必要な関係書類を添付して、警察本部長（以下「本部長」という。）を経由して、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に通知するも

のとする。

(通知の方法の特例)

第4条 警察署長は、当該通知事案に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、公安委員会を通じて当該都道府県公安委員会に前条の規定による通知書により通知するものとする。

第3章 自動車の運行供用の制限

(審査)

第5条 交通規制課長は、公安委員会が警察署長から通知を受理したときは、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

(処分事案の移送)

第6条 交通規制課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分」という。）を行う事案（以下「処分事案」という。）に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域内に在るものについては、第5号様式の自動車運行供用制限事案移送通知書を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

(聴聞の実施等)

第7条 法第10条第2項の規定による聴聞の通知を郵送により行う場合は、配達証明郵便によるものとする。

- 2 聽聞を行う場合の公示は、規則第10条の規定により、別記第7号様式の告示を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。
- 3 聽聞の実施については、行政手続法（平成5年法律第88号）、法及び規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の定めるところにより行うものとする。

本条……一部改正（平成6.9公規程6）

(処分の決定)

第8条 公安委員会は、聴聞が終結した場合において、処分を行うかどうかを決定するものとする。

本条……一部改正（平成6.9公規程6）

(自動車運行供用制限書等の作成等)

第9条 公安委員会が処分を行うことを決定した事案については、交通規制課長は、

第8号様式の自動車運行供用制限書及び規則別記様式第6号の標章（以下「運行禁止標章」という。）を作成するものとする。

- 2 交通規制課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対して、自動車運行供用制限書及び運行禁止標章を送付するものとする。

（処分の執行等）

第10条 自動車運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに、当該処分に係る自動車の保有者に対し、あらかじめ口頭で処分の理由を告知した後、自動車運行供用制限書を交付するとともに、処分の解除のための手続きについて告知した後、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に運行禁止標章をはり付けるものとする。

- 2 警察署長は、処分を執行したときは、第9号様式の自動車運行供用制限処分執行報告書に処分の執行の日時、場所、自動車運行供用制限書の交付者の氏名等を記入の上、交通規制課長に送付するものとする。

（処分の解除）

第11条 処分に係る自動車の保有者の規則別記様式第7号の自動車保管場所確保申告書による保管場所確保の申告は、処分を執行した警察署長が受理するものとする。

- 2 保管場所確保の申告を受理した警察署長は、速やかに保管場所の確保の状況を確認するものとする。

- 3 保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、第10号様式の確認通知書を作成の上、処分に係る自動車の保有者に対して、速やかに交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。

- 4 確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた警察署長は、公安委員会に対し、第11号様式の手続終了報告書により報告するものとする。

（処分の執行及び解除の依頼等）

第12条 公安委員会が処分を行うことを決定した後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄区域に変更された場合は、原則として、変更後の公安委員会に対し、処分を執行すること及び当該処分に係る自動車の保有者が保管場所を確保した場合における第11条の処分の解除のための各手続を行うことにつ

いて、依頼するものとする。この場合において、交通規制課長は、第12号様式の自動車運行供用制限処分執行等依頼書を作成の上、自動車運行供用制限書、運行禁止標章その他関係書類を添付するものとする。

- 2 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から処分の執行等の依頼を受けた場合は、速やかに処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行等の依頼をした他の都道府県公安委員会に対し、自動車運行供用制限処分執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。この場合において、公安委員会が自動車の保有者の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等の依頼をした他の都道府県公安委員会から確認通知書の送付を受け、処分の解除の手続を行うものとし、更に、交通規制課長は、当該事案について警察署長から手続き終了報告を受けたときは、処分の執行等の依頼をした他の都道府県公安委員会に対し、手続き終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

第4章 運送事業用自動車に対する措置

(通知等)

第13条 警察官が法第8条の規定による通知の要件に該当する自動車を認知したときに係る運送事業用自動車の通知の手続きについては、第3条の規定を準用する。

- 2 警察署長は、通知事案に該当する事案については、第4号様式の通知書を作成するとともに、必要な関係書類を添付して公安委員会に通知するものとする。この場合において、第3条及び第4条の規定を準用する。

(監督行政庁に対する通知)

第14条 交通規制課長は、公安委員会が警察署長から第13条の通知を受理したときは、当該通知にかかる事案について、法第13条第2項の規定による運送事業を監督する行政庁（以下「監督行政庁」という。）に対する通知（以下「運送事業用自動車通知」という。）の要件に該当するかどうかを審査するものとする。

- 2 交通規制課長は、審査の結果、運送事業用自動車通知を行う事案（以下「運送事業用自動車通知事案」という。）に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に在るものについては、第13号様式の運送事業用自動車通知事案移送書を作成し、関係書類等を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

- 3 公安委員会は、運送事業用自動車通知事案について、第14号様式の運送事業用自動車通知事案移送書を作成して、当該運送事業用自動車通知書により、監督行政庁に対し通知するものとする。

第5章 適用地域外の地域に在る自動車の保有者に対する措置

第15条 警察署長は、適用地域外の地域に在る自動車で、法第8条の規定による通知の要件に該当するものを認知した場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

- 2 警察署長は、運送事業用自動車については、法第8条の規定による通知の要件に該当すれば、法第13条第2項の規定による通知の要件にも該当することとなるので、第15号様式の運送事業用自動車通知事案上申書を作成の上、公安委員会に対し上申するものとする。この場合において、公安委員会は第14条の規定を準用するものとする。

第6章 報告又は資料の提出の措置に関する手続き

第16条 公安委員会が、法第12条の規定による報告又は資料の提出を求める場合は、交通規制課長が、第16号様式の報告・資料提出要求書により行い、その回答を第17号様式の報告・資料提出回答書で求めることとする。ただし、警察署長は、次の場合には交通規制課長と十分連携を図った上で報告又は資料の提出に関する手続きの代行処理を行うことができる。

- (1) 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度と一体的に活用する場合で、報告又は資料の提出の措置に係る保管場所の位置を管轄する場合。ただし、当該事案につき、当該自動車の使用的本拠の位置が、他の都道府県公安委員会の管轄区域であった場合は、当該警察署長は交通規制課長を通じ、他の都道府県公安委員会から報告・資料の提出要求書の送付を受けてから行うこととする。
- (2) 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置と一体的に活用する場合で、当該事案につき、当該自動車の使用的本拠の位置を管轄する場合

附 則

この規程は、平成3年9月27日から施行する。

附 則 (平成6.9.28公規程6)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (令和3.2.9公規程1)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間は、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

警察署長 殿	第 号 年 月 日													
所 属 階級等 氏 名	印													
通 知 事 案 報 告 書														
<p>下記の自動車について、保管場所を確保していないおそれがあるものと認められるので、報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">自動車の区分</td> <td><input type="checkbox"/>自家用自動車 <input type="checkbox"/>運送事業用自動車</td> </tr> <tr> <td>自動車の番号標の番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車の使用の本拠の位置</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車の保有者</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>添 付 書 類</td> <td> <input type="checkbox"/>保管法切符 <input type="checkbox"/>現認報告書 <input type="checkbox"/>交通反則切符 <input type="checkbox"/>交通切符 <input type="checkbox"/>その他 () </td> </tr> </table>		自動車の区分	<input type="checkbox"/> 自家用自動車 <input type="checkbox"/> 運送事業用自動車	自動車の番号標の番号		自動車の使用の本拠の位置		自動車の保有者	住 所	氏 名	保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由		添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 保管法切符 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()
自動車の区分	<input type="checkbox"/> 自家用自動車 <input type="checkbox"/> 運送事業用自動車													
自動車の番号標の番号														
自動車の使用の本拠の位置														
自動車の保有者	住 所													
	氏 名													
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由														
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 保管法切符 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()													

第2号様式（第3条関係）

殿	第 号 年 月 日
警察署長 団	
自動車保管場所確保状況照会書	
あなたが保有している下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められるので、保管場所の有無について回答してください。	
記	
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保有者	住 所
	氏 名
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められる理由	
備考1 保管場所の有無については、同封の自動車保管場所確保状況回答書により回答してください。 なお、回答書は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。 2 15日以内に回答がない場合は、自動車の運行が制限される場合があります。	
連絡先	
〒 ()	
警察署 電話 課 係	
() 局 番	

第3号様式（第3条関係）

年　月　日	
警察署長 殿	
〒()	
住 所 () 局 番	
氏 名	
自動車保管場所確保状況回答書	
照会のあった自動車については、下記のとおりであるので回答します。	
記	
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
(回答欄) 下欄だけ記入してください。	
保管場所の位置	
保管場所の所有者	住 所 〒() () 局 番
	氏 名
保管場所確保の日	年　月　日

本様式…一部改正〔令和3.2公規程1〕

第4号様式（第3条関係）

		第 号 年 月 日
公安委員会 殿		警察署長 印
通 知 書		
下記の自動車については、保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第8条の規定により、通知する。		
記		
自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒() () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 保管法切符 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他()

第5号様式（第6条関係）

第 号 年 月 日		
公安委員会 殿 鹿児島県公安委員会 印		
自動車運行供用制限事案移送通知書		
下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、自動車運行供用制限事案を移送する。		
記		
自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	〒() () 局 番
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 自動車保管場所確保状況回答書 <input type="checkbox"/> 保管法切符 <input type="checkbox"/> 現認報告書 <input type="checkbox"/> 交通反則切符 <input type="checkbox"/> 交通切符 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考		

第6号様式 削除(平成6.9公規程6)

第7号様式（第7条関係）

鹿児島県公安委員会告示 第 号

自動車の保管場所の確保等に関する法律第9条第1項の規定による命令に
関し、同法第10条第1項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行う。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

1 聽聞の期日

年	月	日	午前	時	分開始
			午後		

2 聽聞の場所

連絡先 () 局 番

3 被聴聞者の住所、氏名

別紙のとおり

(別紙)

第8号様式（第9条関係）

第 号	
年　月　日	
殿	
鹿児島県公安委員会 国	
自動車運行供用制限書	
命令の年月日	年　月　日
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自度車の保有者	住　所
	氏　名
命令の理由	
裏面の注意事項をよく読んでください。	

注 意 事 項

備考 1 運行供用が制限された自動車については、公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。

運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。

2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。

3 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

〒()

() 局 番(内線)

第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

警察署長 印

自動車運行供用制限処分執行報告書

下記の自動車について、下記のとおり、運行供用制限処分の執行をしたので、報告する。

記

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
処分を執行した日時		年 月 日 時 分
処分を執行した場所		
処分執行者の氏名		

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会 印

確 認 通 知 書

下記の自動車については、下記の位置に保管場所が確保されたことを確認
したので、通知する。

記

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
確保した保管場所の位置		

第11号様式（第11条関係）

第 号 年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 印	
手 続 終 了 報 告 書	
下記の自動車については、保管場所が確保されたので、確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行ったことを通知する。	
記	
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保有者	住 所
	氏 名
確保した保管場所の位置	
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った日時	年 月 日 時 分
確認通知書の交付及び運行禁止標章の取り除きを行った者	

第12号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会 印

自動車運行供用制限処分執行等依頼書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に変更されたので、運行供用制限処分の執行を依頼する。

記

自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保有者	住 所
	氏 名
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由	
備 考	

第13号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会 団

運送事業用自動車通知事案移送書

下記の自動車については、使用の本拠の位置が貴公安委員会の管轄区域内に在るので、通知事案を移送する。

記

自動車の番号標の番号		
自動車の使用の本拠の位置		
自動車の保有者	住 所	
	氏 名	
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由		
添 付 書 類		
備 考		

第14号様式（第14条関係）

第 号	
年 月 日	
殿	
鹿児島県公安委員会 <input type="checkbox"/>	
運送事業用自動車通知事案移送書	
下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認めたので、自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第2項の規定により、通知する。	
記	
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
運送事業者	所在 地
	名 称
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた理由	
添 付 書 類	

第15号様式（第15条関係）

第 号	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長 団	
運送事業用自動車通知事案上申書	
下記の自動車については、保管場所を確保していないおそれがあるものと認めたので、上申する。	
記	
自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保有者	住 所
	氏 名
保管場所が確保されていないおそれがあるものと認められた理由	
添 付 書 類	
備 考	

第16号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日
殿

鹿児島県公安委員会 団

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

記

報告事項	
提出資料	
報告・資料提出の期日	

備考1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。

- 2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答してください。
- 3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送してください。
- 4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。

連絡先

〒()

警察本部	部	課	係
警察署	課	係	
()	局	番	

第5編 交通 自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づく、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する取扱規程

第17号様式（第16条関係）

年　月　日	
鹿児島県公安委員会 殿	
住所 〒()	
() 局 番	
氏名	
報告・資料提出回答書	
報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。	
記	
報告事項	
提出資料	

本様式一部改正(令和3.2公規程1)

⑤ 900(～1150)

〔鹿児島警47〕